

金融商品取引所等に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法 5 章（金融商品取引所）・5 章の 2（外国金融商品取引所）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。（あわせて、3 本の内閣府令を廃止。）

（注）当該内閣府令により廃止する内閣府令の一覧は、[別紙 2] を参照。

・ 総 則（1 条～ 3 条）

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務（英文の定款・議事録は、概要の訳文の添付義務）等を定める。

・ 金融商品取引所（4 条～ 10 条・ 110 条～ 112 条）

上場・上場廃止に関する業務であって自主規制業務から除かれるものは、特定市場デリバティブ取引（市場デリバティブ取引のうち、業務規程等の規則において取引対象となる金融商品等の銘柄が特定されているもの）に関するものとする。

また、委託金融商品取引所又は特定株式会社金融商品取引所の取締役等は、当該金融商品等の上場・上場廃止後、遅滞なく、当該金融商品等を上場・上場廃止した旨を受託自主規制法人の理事会又は自主規制委員会に報告するものとする（6 条）。

取引所の自主規制業務として、金融商品取引法で法定されている上場・上場廃止に関する業務及び会員等の法令等遵守状況の調査のほか、売買審査（リアルタイム監視を除く。）会員等の資格審査、会員等の処分等に関する業務、上場企業の情報開示の審査及びその処分等に関する業務を追加する。

さらに、これらの業務（特定自主規制業務）に関する業務規程等の規則（上場・上場廃止基準及び会員等の資格付与基準を除く。）の作成・変更・廃止及び特定自主規制業務に関する定款変更（上場・上場廃止基準等に関する定款変更を除く。）に係る総会等の議案の概要の作成についても、自主規制業務の範囲に追加する（7 条）。

その他、金融商品市場の開設の免許、自主規制業務の委託の認可、子会社の認可、定款変更等の認可、書類の提出に関する手続等について、所要の事項を定め

る。

．金融商品会員制法人（11条～14条）

金融商品会員制法人の定款に係る事項の変更の認可、解散及び清算について、所要の事項を定める。

．会員金融商品取引所から株式会社金融商品取引所への組織変更

（15条～30条）

会員金融商品取引所による事前開示、組織変更後の株式会社金融商品取引所による事後開示、組織変更に伴う会計処理、組織変更時発行株式の引受けの申込者への通知、組織変更の認可の手続等について、所要の事項を定める。

．自主規制法人（31条～39条）

委託金融商品取引所は、上場・上場廃止に関する業務や会員等の資格審査業務を受託自主規制法人に委託している場合には、上場・上場廃止基準や会員等の資格付与基準に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又はこれらに関連する定款変更に係る総会等の議案の概要を定めようとするときは、受託自主規制法人の同意を得るものとする。

また、特定自主規制業務のうち、受託自主規制法人に委託しているものに関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又は当該特定自主規制業務に関連する定款変更に係る総会等の議案の概要を定めようとするとき（これらの業務を受託自主規制法人に委託している場合を除く。）も、同様とする。

さらに、上場・上場廃止に関する業務を受託自主規制法人に委託している場合であって、特定市場デリバティブ取引に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をするときも、同様とする（改正後35条）。

委託金融商品取引所が自主規制法人の理事会に対して定期に行う業務執行状況の報告は、受託自主規制法人が行った自主規制業務に基づいて委託金融商品取引所が行うべき措置の実施の状況を内容とするものとする（改正後36条）。

その他、自主規制法人の自主規制業務の開始の認可の手続等について、所要の事項を定める。

．株式会社金融商品取引所（40条～56条）

特定株式会社金融商品取引所は、自主規制業務に関する事項の決定は自主規制委員会が行うこととされるが、特に緊急を要するときに特定株式会社金融商品取引所が決定できるものとして、上場廃止に関する業務を定める（49条）。

特定株式会社金融商品取引所は、上場・上場廃止基準、会員等の資格付与基準、特定自主規制業務及び特定市場デリバティブ取引に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又はこれらに関連する定款変更に係る総会等の議案の概要を定めようとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする（50条）。

特定株式会社金融商品取引所の取締役会が自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項は、自主規制委員会の職務を補助すべき取締役・使用人に関する事項及びその執行役からの独立性に関する事項や、自主規制業務の執行を行う取締役・執行役・使用人に関する事項、その自主規制業務の執行に関する業務の他の業務からの独立性に関する事項、その自主規制業務の執行に関する事項等を自主規制委員会に報告するための体制及び自主規制業務以外の業務に関する事項の決定を行う場合における当該事項が適切かつ実効的に行われることが確保されるための事項等とする（53条）。

その他、株式会社金融商品取引所の議決権の保有に係る届出・認可、減資の認可及び増資の届出の手續等について、所要の事項を定める。

．金融商品取引所持株会社（57条～61条、113条）

金融商品取引所持株会社の認可、議決権の保有に係る届出・認可、子会社の認可及び書類の提出の手續等について、所要の事項を定める。

．取引所金融商品市場における有価証券の売買等（62条～76条）

金融商品取引所の業務規程等の規則で定める事項として、信用取引及び貸借取引、上場・上場廃止、上場企業の情報開示並びに清算基金に関する事項を追加する（63条）。

当局に対する金融商品等の上場の届出は当該上場しようとする日の前日までにすることとし、上場廃止の届出は（一定の場合を除き）当該上場廃止をしようとする日の7日前までにすることとする（70条・72条）。

金融商品取引所の受託契約準則で定める事項として、信用取引口座設定約諾書

その他金融商品取引業者と顧客との間で締結される契約についてあらかじめ定める一定の標準を追加する（76条）。

その他、取引証拠金の預託、金融商品等の上場・上場廃止の届出及び承認の手続並びに総取引高・価格の報告等の手続等について、所要の事項を定める。

．金融商品取引所の解散及び合併（77条～109条）

金融商品取引所の解散及び合併の認可の手続、合併契約、合併を行う金融商品取引所の事前開示及び事後開示並びに合併に伴う計算について、所要の事項を定める。

．外国金融商品取引所（114条～119条）

外国金融商品取引所に係る認可及び書類の提出の手続等について、所要の事項を定める。

XI．その他（120条・121条、附則）

免許、認可又は承認の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

経過措置として、以下を定める。

イ 証券取引所・金融先物取引所は、施行日前においても、自主規制業務の自主規制法人への委託の認可についての予備審査を求めることができることとする（附則6条）。

ロ 証券取引所・金融先物取引所は、施行日前においても、自主規制法人の自主規制業務開始の認可を受けるために必要な準備行為をすることができることとする（附則7条）。